

支部運営規程

公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会

第1章 総則

(名称)

第1条 支部の名称は、別表に定める（以下「当支部」という。）ものとする。

(事務所)

第2条 当支部の事務所を別表に定めるところにおく。

(目的)

第3条 当支部は、支部会員の資質の向上並びに消費者保護及び地域社会の健全な発展に関する諸事業を推進するとともに、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本部」という。）の事業及び会務運営を分担することにより、宅地建物取引業及び地域社会の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 支部会員の資質向上のための指導啓発及び研修会等の開催
- (2) 地域社会に貢献する事業
- (3) 支部会員の活動を円滑かつ適正ならしめるための広報及び宣伝活動
- (4) 消費者保護に関する事業
- (5) 支部会員の相互扶助及び福利厚生に関する事業
- (6) 本部からの委託事業
- (7) 関係官公庁等に対する協力、要望及び提言等
- (8) その他前条の目的を達するために必要な事業

(地区及び班)

第5条 支部の円滑な運営を図るため、支部内を地区に分け管轄区域を定め、地区長をおくことができる。

- 2 各地区の区域を班に分け管轄区域を定め、班長をおくことができる。
- 3 地区並びに班の設置及びその区域を定めるときは、幹事会の承認を得なければならない。
- 4 地区長及び班長は、支部会員の中から各地区で推薦し幹事会で選任する。
- 5 地区及び班に関する必要な事項は、当支部の細則で定めることができる。

第2章 支部会員

(支部会員)

第6条 当支部の会員は、定款施行規則第1条に定める支部の管轄区域内に事務所を有する正会員とする。

第3章 支部役員

(種別及び選任)

第7条 当支部に、次の役員をおく。

- (1) 支部長 1人
 - (2) 副支部長 若干人
 - (3) 専任幹事 1人以内
 - (4) 常任幹事 若干人（支部長、副支部長及び専任幹事を含む。）
 - (5) 幹事 若干人（支部長及び副支部長、専任幹事、常任幹事を含む。）
 - (6) 監事 3人以内
- 2 支部長は、理事候補者が理事候補者の中から互選により選出する。立候補者多数の場合は、代議員である幹事候補者が選挙により選出し、支部総会において承認を受ける。
- 3 副支部長、専任幹事及び常任幹事は、幹事会の同意を得て、幹事の中から支部長が選任する。

- 4 代議員は幹事候補者となる。また、代議員である幹事候補者が選出する者を幹事候補者に加えることができるものとし、支部総会において承認を受ける。
- 5 監事は、代議員である幹事候補者が正会員の中から選出し、支部総会において承認を受ける。但し、幹事候補者は監事になることができない。

(任期及び補欠選任)

第8条 支部役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支部役員改選のために招集された当該総会の日において、新たな支部役員が選出されたときは、支部役員の任期は同日限り終了する。
- 3 支部役員に欠員が生じたときは、次の方法で補欠選任を行う。
 - (1) 支部長に欠員が生じたときは、幹事会において幹事の互選とし、次の総会において報告するものとする
 - (2) 副支部長、専任幹事及び常任幹事に欠員が生じたときは、幹事会の同意を得て、幹事の中から支部長が選任する。
 - (3) 幹事に欠員が生じたときは、幹事会において支部会員の中から選任し、次の支部総会において報告するものとする。
 - (4) 監事に欠員を生じたときは、支部会員の中から幹事会において選任し、次期の支部総会において報告する。
- 4 前項の規定により選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 支部役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 6 監事の再任は、第1項ただし書きの規定にかかわらず、1回限りとする。

(職務)

第9条 支部長は、支部を代表し会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 専任幹事は、支部長・副支部長を補佐し、業務を執行する。
- 4 常任幹事は、支部長・副支部長・専任幹事を補佐し、業務を執行する。
- 5 幹事は、支部総会の議決又は幹事会の議決にもとづいて会務を執行する。
- 6 監事は、支部の会務の執行及び経理を監査する。

(解任)

第10条 支部役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときは、支部総会の議決により解任することができる。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第11条 当支部に、顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、必要に応じ、支部長が推薦し常任幹事会の承認後委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、当支部の業務処理上の問題について、支部長の諮問に応じる。
- 4 支部長は、必要があると認めたときは、幹事会及び常任幹事会に顧問及び相談役の出席を求めることができる。

第5章 会議

(種別及び招集)

第12条 支部の会議は、支部総会、執行部会、常任幹事会及び幹事会とする。ただし、支部長が必要と認める場合は臨時に会議を開催できる。

- 2 会議は、支部長が招集する。支部長が必要と判断する者については、構成員に限らず招集することができる。但し、その者は議決権を有しない。
- 3 幹事会及び常任幹事会は、必要なとき随時開催する。
- 4 支部長は、会議の目的たる事項及び日時、場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(支部総会)

第13条 支部の総会は、支部の正会員をもって構成する。

- 2 支部の定時総会は、毎年1回4月末日までに開催する。

3 支部の臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、若しくは支部正会員の2分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(議長)

第14条 支部総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 幹事会の議長は、支部長又は支部長の指名する者がこれにあたる。

(定足数)

第15条 支部総会は、正会員の3分の1以上、その他の会議は構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(議決)

第16条 会議の議事は、それぞれの会議の出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任表決)

第17条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、当該会議の他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第15条、第16条の規定の適用については出席したもののみならず。

2 会議に出席できない構成員の書面による表決は認めない。

(議事録)

第18条 支部総会の議事に関しては、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

2 その他会議の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事概要を作成する。

(支部総会の議決事項)

第19条 支部総会は、この規程に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 支部の事業報告及び収支決算の承認
- (2) 支部の事業計画及び収支予算の報告
- (3) 支部長、支部幹事及び支部監事の承認

- (4) 本部の理事候補者及び監事候補者の推薦
- (5) その他支部の運営上必要な事項

(執行部会、常任幹事会及び幹事会の構成)

第20条 執行部会は、支部長、副支部長、専任幹事、総務委員長、財政委員長をもって構成する。

- 2 常任幹事会は、支部長、副支部長、専任幹事、常任幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、支部長、副支部長、専任幹事、常任幹事及び幹事、監事をもって構成する。この場合において、当支部選出の理事もその構成員とする。但し、監事は議決権を有しない。

(常任幹事会及び幹事会の議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 幹事会に付議すべき事項
 - (2) 分掌会務の連絡協議に関する事項
 - (3) その他幹事会の議決を要しない事項
- 2 幹事会は、この規程に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 支部の事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 支部総会において議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 支部総会より委任された事項
 - (4) 支部総会に付議すべき事項
 - (5) その他支部の運営上必要な事項

第6章 委員会

(委員会)

第22条 当支部は、第3条の目的達成のため次の委員会をおくことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 人材育成委員会
- (4) 相談所運営委員会

- (5) 流通促進委員会
 - (6) 住環境整備委員会
 - (7) 賃貸市場整備委員会
- 2 前項の委員会の業務分担は、定款施行規則第14条第1項の規定に準ずる。
 - 3 支部長は、業務執行のため必要と認めるときは、幹事会の承認を経て特別委員会及び各種部会を設置することができる。
 - 4 第1項及び第3項の委員会に正副委員長及び幹事会が定める数の委員をおく。
 - 5 委員長は支部長候補者が指名し、副委員長は委員長が指名する。
 - 6 前項の委員長は、本部委員に充てる。

第7章 資産及び会計

(会計処理)

第23条 当支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 当支部の会計処理は、本部で定める会計処理方法による。

(支部経費)

第24条 当支部の経費は、本部交付金をもって、これに充てる。

(予算及び事業計画の承認)

第25条 当支部の予算及び事業計画は、2月末日までに幹事会の承認を得、会長に提出しなければならない。

- 2 支部長は、毎年4月末日までに前年度の事業報告書及び決算書を会長に提出しなければならない。

(資産の管理)

第26条 当支部の資産は、支部長が管理し、その方法は幹事会の議決により定める。

(財産の処分等)

第27条 重要な財産の取得及び処分については、支部総会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計帳簿の作成)

第28条 当支部の経理は、元帳、現金出納簿及びその他必要な帳簿等を備えて、これを整理しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第29条 当支部の業務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に事務局職員をおく。

第9章 雑則

(定款等の準用)

第30条 この規程に定めのない事項については、定款及び定款施行規則の規定に準ずるものとする。

(細則)

第31条 この規程の施行及び役員を選考に関する必要な事項は、幹事会の議決を経て別に細則にて定めることができる。

2 前項の細則を定めたときは、理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月26日から施行する。

別 表 【支部名称及び事務所所在地】

支 部 名 称	支部事務所所在地
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会東部支部	福岡市東区馬出1丁目13番10号 福岡県不動産会館2階
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会博多支部	福岡市博多区山王1丁目17番17号 第3よしみビル107号
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会中央支部	福岡市中央区赤坂1丁目7番27号 大稲マンション1階
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会南部支部	福岡市南区高木2丁目2番16号
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会筑紫支部	太宰府市通古賀1丁目7番2号
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会福岡西支部	福岡市西区愛宕1丁目1番35号 リフレイン愛宕2階
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会北九州支部	北九州市小倉北区堅町2丁目1番1号
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会久留米支部	久留米市城南町20番地13
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会県南支部	みやま市瀬高町小川224-1
公益社団法人福岡県宅地建物 取引業協会筑豊支部	飯塚市川島231番地1